

議案第 100 号

多可町農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正
する条例の制定について

多可町農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67
号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 25 年 12 月 5 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条例第 号

多可町農業集落排水処理施設使用料徴収条例（平成17年多可町条例第189号）の一部を次のように改正する。

第2条中「額は、」の次に「隔月定例日（使用料算定の基準日としてあらかじめ町長が2月ごとに定めた日をいう。）において、使用者が排除した汚水の量に応じ」を加え、「より算定した合計金額」を「定めるところにより算定した額に消費税等相当額を加えた額」に、「10円未満」を「1円未満」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、町長が必要と認めるとき又はやむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に当月分として使用料の額を定めることができる。

第2条に次の2項を加える。

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、多可町水道事業給水条例（平成17年多可町条例第183号）の規定により算定した水道の使用水量とする。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。
- (3) 水道水及び水道水以外の水を併用した場合は、水道の使用水量に使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する水量を加えたものとする。
- (4) 営業等により、使用水量が下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合は、町長は、使用者の申告に基づいてその汚水の量を認定する。

3 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に、同法の規定による税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に、同法の規定による税率を乗じて得た金額の合計額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）をいう。

第4条第1項中「の算定」を削り、「次のとおり」を「1か月として算定した金額に消費税等相当額を加えた額」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。
別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

種 別	基本使用料 (1か月につ き)	従量使用料 1 m ³ につき	
一般家庭、地区内の 集会施設、公衆便 所、消防庫、その他 施設	1,500円	11m ³ から50m ³ まで	150円
		51m ³ から200m ³ まで	180円
		201m ³ から	210円
一時使用	1 m ³ につき 420円		

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

多可町農業集落排水処理施設使用料徴収条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(使用料の額)</p> <p>第2条 使用料の額は、別表により算定した合計金額（その金額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第2条 使用料の額は、<u>隔月定例日（使用料算定の基準日としてあらかじめ町長が2月ごとに定めた日をいう。）</u>において、<u>使用者が排除した汚水の量に応じ別表に定めるところにより算定した額に消費税等相当額を加えた額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。ただし、町長が必要と認めたとき又はやむを得ない理由があるときは、定例日以外の日</u>に当月分として使用料の額を定めることができる。</p> <p><u>2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 水道水を使用した場合は、多可町水道事業給水条例（平成17年多可町条例第183号）の規定により算定した水道の使用水量とする。</u></p> <p><u>(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。</u></p> <p><u>(3) 水道水及び水道水以外の水を併用した場合は、水道の使用</u></p>

現 行	改 正
<p>(特別な場合の使用料の算定)</p> <p>第4条 月の途中において処理施設の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開したときの使用料の算定は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>使用日数が15日を超えるときは、1月とみなして算定した金額とする。</u></p> <p>(2) <u>使用日数が15日以下のときは、1月とみなして算定した金</u></p>	<p><u>水量に使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する水量を加えたものとする。</u></p> <p>(4) <u>営業等により、使用水量が下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合は、町長は、使用者の申告に基づいてその汚水の量を認定する。</u></p> <p>3 <u>この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に、同法の規定による税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に、同法の規定による税率を乗じて得た金額の合計額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）をいう。</u></p> <p>(特別な場合の使用料の算定)</p> <p>第4条 月の途中において処理施設の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開したときの使用料は、<u>1か月として算定した金額に消費税等相当額を加えた額</u>とする。</p>

現 行	改 正
<p><u>額の2分の1とする。</u></p> <p><u>2 前項各号に定めるもののほか、特別な場合の使用料計算方法は、町長が別に定める。</u></p> <p><u>(前納)</u></p> <p><u>第5条 町長は、必要があると認めたときは、使用料を前納させることができる。</u></p> <p>(一時使用の場合の概算使用料の前納)</p> <p><u>第6条 (略)</u></p> <p>(延滞金等)</p> <p><u>第7条 (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第8条 (略)</u></p>	<p>(一時使用の場合の概算使用料の前納)</p> <p><u>第5条 (略)</u></p> <p>(延滞金等)</p> <p><u>第6条 (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第7条 (略)</u></p>

現 行			改 正			
(委任)			(委任)			
<u>第9条 (略)</u>			<u>第8条 (略)</u>			
<u>別表 (第2条関係)</u>			<u>別表 (第2条関係)</u>			
<u>中区農業集落排水処理施設使用料</u>						
種別	基本料金 (1か月につき)	付加料金 (人数割) (1か月につき)	種 別	基本使用料 (1か月につ き)	従量使用料 1 m ³ につき	
一般家庭	3,675円	世帯員1人につき262.5円	一般家庭、地区内の 集会施設、公衆便 所、消防庫、その他 施設	1,500円	11 m ³ から50 m ³ まで	150円
地区内の集会施設、公衆便 所、消防庫等	3,675円	—			51 m ³ から200 m ³ まで	180円
上記以外の施設	3,675円	建物の用途別によるし尿浄 化槽の処理対象人数算定基 準 J I S A 3302—2000 (昭 和44年建設省告示第3184 号) を参考にして、町長が 別に定めた人数に262.5円 を乗じた金額			201 m ³ から	210円
			一時使用	1 m ³ につき 420円		
<u>加美区農業集落排水処理施設使用料</u>						

現	行	改	正
---	---	---	---

種別	基本料金 (1か月につき)	付加料金 (人数割) (1か月につき)
一般家庭	4,000円	世帯員1人につき 250円
地区内の集会施設、公衆便所、消防庫等	4,000円	—
上記以外の施設	4,000円	建物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人数算定基準 J I S A 3302—2000 (昭和44年建設省告示第3184号) を参考にして、町長が別に定めた人数に250円を乗じた金額

八千代区農業集落排水処理施設使用料

種別	基本料金 (1か月につき)	付加料金 (人数割) (1か月につき)
一般家庭	3,885円	世帯員1人につき262.5円
地区内の集会施設、公衆便所、消防庫等	3,885円	—
上記以外の施設	3,885円	建物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人数算定基

現 行			改 正
		準 J I S A 3302—2000 (昭和44年建設省告示第3184号) を参考にして、町長が別に定めた人数に262.5円を乗じた金額	
<u>農業集落排水処理施設概算使用料</u>			
種別	基本料金 (1か月につき)	付加料金 (人数割) (1か月につき)	
一時使用	5,250円	—	
<u>備考</u>			
1 この表に掲げる基本料金は、公共ます1個に対する金額で、 共同住宅の場合は、1戸を公共ます1個とみなす。			
2 この表に掲げる人数割の算定は、毎月末における住民基本台帳を基準とし、翌月の付加料金から適用する。			